

議案第15号

阿見町水道事業給水条例の一部改正について

阿見町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6年 2月 21日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町水道事業給水条例の一部を改正する条例

阿見町水道事業給水条例(昭和39年阿見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項、第36条第4号及び第37条第3号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第10条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第36条 町長は、水道使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が消滅するまでの間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、又は修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)をしたとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第37条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去をした者</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第10条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第36条 町長は、水道使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が消滅するまでの間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、又は修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)をしたとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第37条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去をした者</p> <p>(4) (略)</p>	

議案第15号 説明資料

【条例改正の概要】

水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化・耐震化対策、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていることを背景に、現在、水道事業を所管している厚生労働省から、水道整備・管理行政の部門について、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省へ移管が行われることにより、水道法の一部が改正されます。

このことに伴い、阿見町水道事業給水条例の所管省庁について、改正するものであります。